

第1回通学区域制に関する有識者会議について

徳島県教育委員会教育創生課

第1回通学区域制に関する有識者会議の概要について

1 日 時 令和6年6月4日（火） 午前10時から正午まで

2 場 所 徳島県庁 10階 大会議室（徳島市万代町1丁目1番地）

3 出席者

（1） 委員 17名中15名出席（欠席2名）

（2） 県 教育長、教育次長、教育創生課長 ほか

4 議事の概要

（1）委員の互選により、佐古秀一委員が座長に、青木正繁委員が副座長に、それぞれ選出された。

（2）事務局から、現行の通学区域制について説明が行われた。

（3）事務局から、前回の通学区域制の見直し検証結果について説明が行われた。

（4）委員による意見交換が行われた。

5 意見交換における主な発言概要

【抜本的な見直し】

○学区内外の点数差について、現段階では、子どもたちに説明できないのではないかな。平等な環境を与えてほしい。高校も学校の特色を全面的に打ち出し、子どもたちに興味を持ってもらえるような状況を作るべきである。

○交通の便が良く、距離的に近い高校が学区外となっているため、公平な競争ができておらず、進路選択の幅が狭まっていると感じる。不公平感なく、進路選択できる制度が必要。

○進路先を選択するのは子どもたちであり、その進路先が居住地によって制限されることが課題。子どもたちの願いが実現できるような学区制の在り方について決定できるよう、この会議の中でしっかりと議論していくべき。

○保護者の居住地で合格最低点が異なり、子どもの進路選択の幅が制限されるのは、どのような理由であれ許されることではない。本県の私立高校への進学率は極端に少ないが、教育の多様化・高度化の観点から、良質な私学の育成・発展が急務である。

【段階的な見直し】

- 学区制はなくしていく方がよいが、一度になくすと子どもたちへの影響が心配である。現時点では流入率を段階的に上げていく方がよいと考える。学区制を廃止した高知県の事例について教えてほしい。
- 将来的に学区制はなくなっていくと思うが、まずは、流入率を段階的に引き上げ、様子を見てはどうか。徳島市内以外の高校に、例えば、公務員試験に対応できる学科を作るなど、子どもたちに進学を希望してもらえる高校になってほしい。
- 地元高校に通える環境も必要だが、学力に合わせて高校を選択できるようにすることが問題の本質。志望校を決める際には、交通手段など自分の生活スタイルにどう合わせていくかも考えている。即撤廃ではなく流入率の引き上げなど段階的な調整が必要。

【慎重な対応】

- 学区制を撤廃すると、不合格者の増加や、地域の学校の衰退に拍車がかかること、経済格差で不利益をうけることがないか懸念。急激な変化は望んでおらず、今後の高校の在り方や現行の入試制度の改善も併せて検討するなど、慎重な対応が望まれる。
- 徳島市立高校は、市内生徒の不本意な遠距離通学の軽減といった趣旨で設立され、これに沿って、定員等の要望を実施。通学区域の変更については、メリットを受ける生徒だけでなく、不利益を被る生徒へ十分に配慮する方向で議論を進めてもらいたい。
- 学校が身近にあるのが理想で、遠距離通学になると通学時間がかかるため、勉学や部活動の時間に制限を受け、最終的に学校に行きづらくなっている生徒もいる。子どもたちの意見も取り入れた議論を進めていくことが必要。
- 教育の機会を確保するためには、必ずしも最良の方法ではないが、何らかの形での学区制存続はやむを得ないと考える。ただし、学区制を維持するにあたっては、各学区に拠点校を整備するなどの教育環境の整備が不可欠である。

【魅力化推進など】

- 学区制について議論する際には、全ての子どもたちが主体的に進路選択できるよう全県的に考える視点と、人口減少による再編統合が進む中、地域とともにある学校づくりをめざすという視点とを合わせ持った上で議論しなければならない。
- 学校としての役割を果たしながら高校の魅力化を図り、地域間格差が生じないよう地域や行政も支援することが必要。中学生の進学先選択のため、進学実績の他、卒業生が社会や地域でどのような役割を担い、活躍しているか発信してほしい。
- 子どもたちの将来の選択の幅を確保すると同時に、各高校の特色化・魅力化に努める方向に改善すべきと考えるが、特効薬がなく大変難しい。特色化・魅力化については、思い切った策を講じる必要があるのではないか。
- 学区制を撤廃すると、10年後には、徳島市内の高校に進学しなければ難関大学に進学できない状況になるのではないかと懸念。撤廃の方向で進めるのであれば、徳島市以外にも拠点校となる新校舎を整備するなど、地域ごとの教育環境を平等にしてもらいたい。

第 1 回通学区域制に関する有識者会議

次 第

日時 令和 6 年 6 月 4 日（火）

午前 10 時から

場所 県庁 10 階 大会議室

- 1 開会
- 2 教育長あいさつ
- 3 委員及び事務局職員紹介
- 4 座長・副座長の選出
- 5 座長あいさつ
- 6 議事
 - （1）現行の通学区域制について
 - （2）前回見直しの検証結果について
 - （3）意見交換
 - （4）その他
- 7 閉会

配付資料

- ・ 次第（本紙）
- ・ 会場配席図（本紙裏面）
- ・ 令和 6 年度通学区域制に関する有識者会議委員一覧
- ・ 通学区域制に関する有識者会議設置要綱
- ・ 資料 1 通学区域に係る規定の見直し
- ・ 資料 2－1 徳島県公立高等学校普通科の通学区域
- ・ 資料 2－2 徳島県公立高等学校普通科（含理数科 外国語科）私立高等学校の配置
- ・ 資料 3 通学区域制に関するこれまでの経緯
- ・ 資料 4 通学区域制に関する全国の状況
- ・ 資料 5 通学区域制に対する市町村・PTA 等からの要望や意見
- ・ 資料 6 通学区域制の見直しに伴う入学者選抜結果の概要（一般選抜のみ）

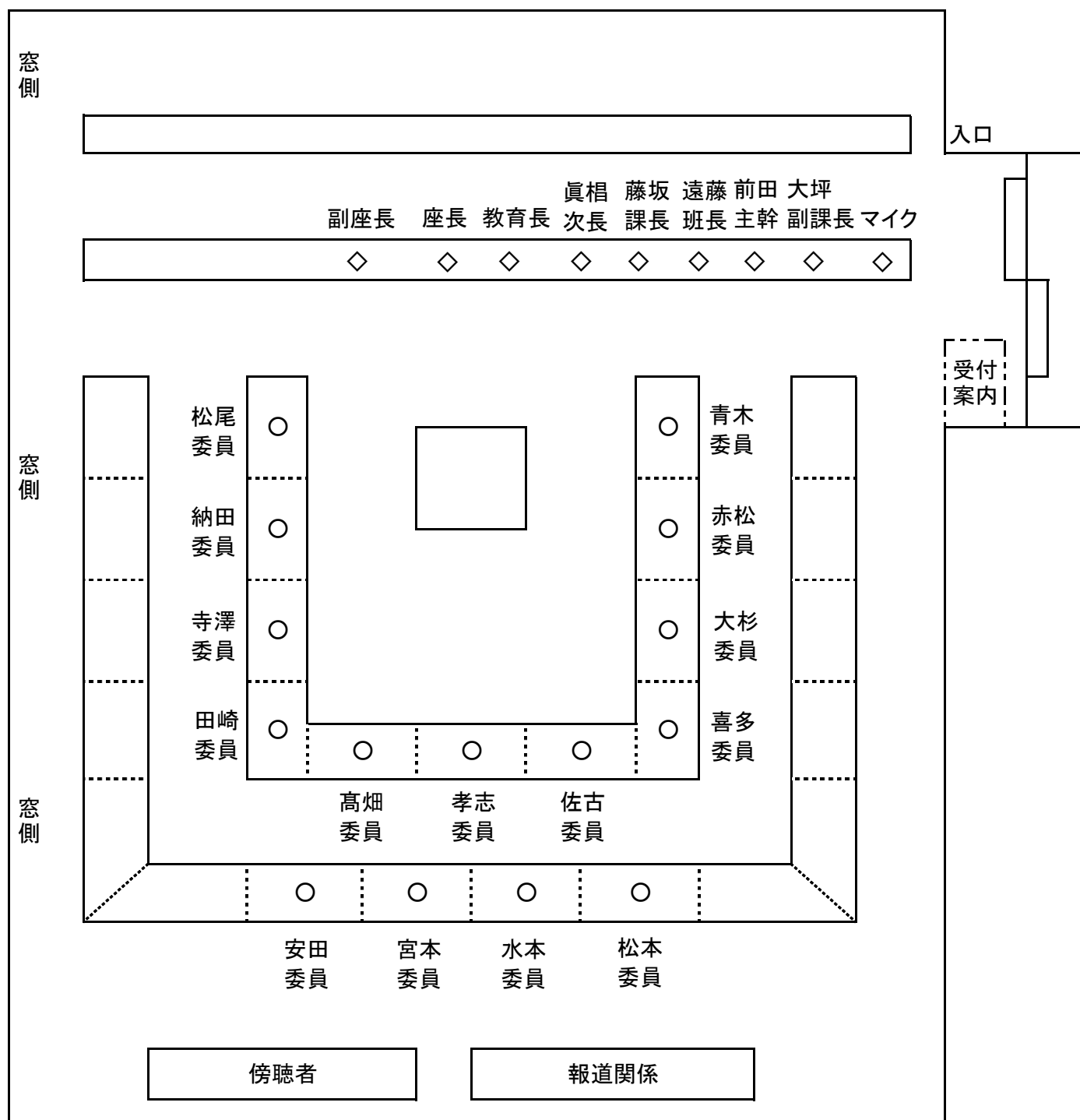
第1回通学区域制に関する有識者会議

会場配席図

日時 令和6年6月4日(火)

午前10時から

会場 県庁10階 大会議室



令和6年度 通学区域制に関する有識者会議委員

氏 名	役 職 等
青 木 正 繁	医療法人新心会総務部 次長
赤 松 梨江子	四国まなび未来ネットワーク研究所 代表 文部科学省CSマイスター
大 杉 麻 弥	徳島市・名東郡PTA連合会 徳島市徳島中学校 PTA会長
金 西 計 英	徳島大学高等教育研究センター 教授
喜 多 利 生	石井町教育委員会 教育長
佐 古 秀 一	鳴門教育大学 学長
隅 田 徹	株式会社えんがわ 代表取締役
孝 志 茜	公認会計士
高 畑 聖	板野町板野中学校 校長
田 崎 隆 也	鳴門市PTA連合会中学校部会 会長
寺 澤 昌 子	徳島県立城北高等学校 校長
納 田 明 豊	有限会社NOUDA 代表取締役
松 尾 真千子	徳島県中学校長会 会長 徳島市富田中学校 校長
松 本 賢 治	徳島県市町村教育委員会連合会 会長 徳島市教育委員会 教育長
水 本 徳 子	小松島市小松島中学校 学校運営協議会委員
宮 本 淳	徳島県高等学校長協会 会長 徳島県立脇町高等学校 校長
安 田 佳 子	阿波市立阿波中学校 学校運営協議会委員

(50音順、敬称略)

通学区域制に関する有識者会議設置要綱

（設置）

第1条 徳島県公立高等学校の全日制課程における普通科の通学区域制の在り方について検討するため、「通学区域制に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 有識者会議は、次に掲げる事項を検討する。なお、検討結果については、徳島県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告するものとする。

- （1）普通科高校における通学区域制の在り方に関する事項
- （2）その他通学区域制の在り方に関連して検討が必要な事項

（組織）

第3条 委員は、学識経験者、行政関係者及び学校関係者のうちから、教育長が委嘱する。

（座長及び副座長）

第4条 有識者会議に、座長1人及び副座長1人を置く。

- 2 座長及び副座長は、委員の互選によって定める。
- 3 座長は、会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

（運営）

第5条 有識者会議は、教育長が招集する。

- 2 有識者会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 有識者会議及び有識者会議の資料は原則公開とする。ただし、有識者会議に諮り、公開を不相当と認めるときは、この限りではない。

（庶務）

第6条 有識者会議の庶務は、教育委員会事務局教育創生課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、有識者会議に諮り定める。

附 則 この要綱は、令和6年5月14日から施行する。

通学区域に係る規定の見直し

1 公立高等学校の通学区域に係る規定（法第50条）の削除

高校教育の普及とその機会均等を図るという本来の通学区域の意義が、制度制定当初に比べ薄れてきているとの観点から、平成13年7月11日、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、現在、公立高等学校の通学区域に係る規定（法第50条）は削除されている。

【参考】 改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第50条

（高等学校の通学区域の指定）

第50条 教育委員会は、高等学校の教育の普及及びその機会均等を図るため、教育委員会規則で、当該就学希望者が就学すべきその所管に属する高等学校を指定した通学区域を定める。ただし、一の通学区域内にあるその所管に属する高等学校に就学希望者が集中する等特別の事情がある場合においては、通学区域について必要な調整を行うことができる。

2 法第50条の削除に伴う国の対応

（1）国会における附帯決議

○衆議院文部科学委員会（平成13年6月13日）

「公立高等学校の通学区域に係る規定の削除に関し、高等学校教育を適正に進めるため、受験競争を激化させたり、学校間格差を助長することがないように努めること。」

○参議院文教科学委員会（平成13年6月28日）

「公立高等学校の通学区域に係る規定の削除に関し、高等学校教育を適正に進めるため、受験競争の激化、学校間格差の拡大等を招かないよう努めること。また、通学区域の設定に当たっては、地域社会の意向等地域の実情を十分踏まえるよう努めること。」

（2）文部科学省通知（13文科初第571号 平成13年8月29日）

「本改正は、一律に、通学区域をいわゆる全県一学区にすることや通学区域の拡大を意図するものではなく、公立高等学校の通学区域の設定について、これを設定するか否か、また、どのように設定するかについて、これを教育委員会の判断に委ねようとする趣旨のものであること。」

徳島県公立高等学校普通科の通学区域

1 徳島県公立高等学校について

学区	高 校	区 域
第 1	小松島、富岡西、那賀、海部	小松島市、阿南市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、那賀町、美波町、牟岐町、海陽町
第 2	鳴門、板野、阿波、名西、阿波西、穴吹、脇町、池田	鳴門市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町
第 3	城南、城北、徳島北、徳島市立	徳島市
	城東、富岡東、川島	県内全域

※ 重複区域

下表の区域に保護者の住所がある生徒は、上表の第 3 学区の高校に通学することができる。

区 域
佐那河内村、松茂町、北島町、藍住町、神山町

2 徳島県立高等学校及び徳島市立高等学校に共通する事項

(1) 学区外からの合格者数

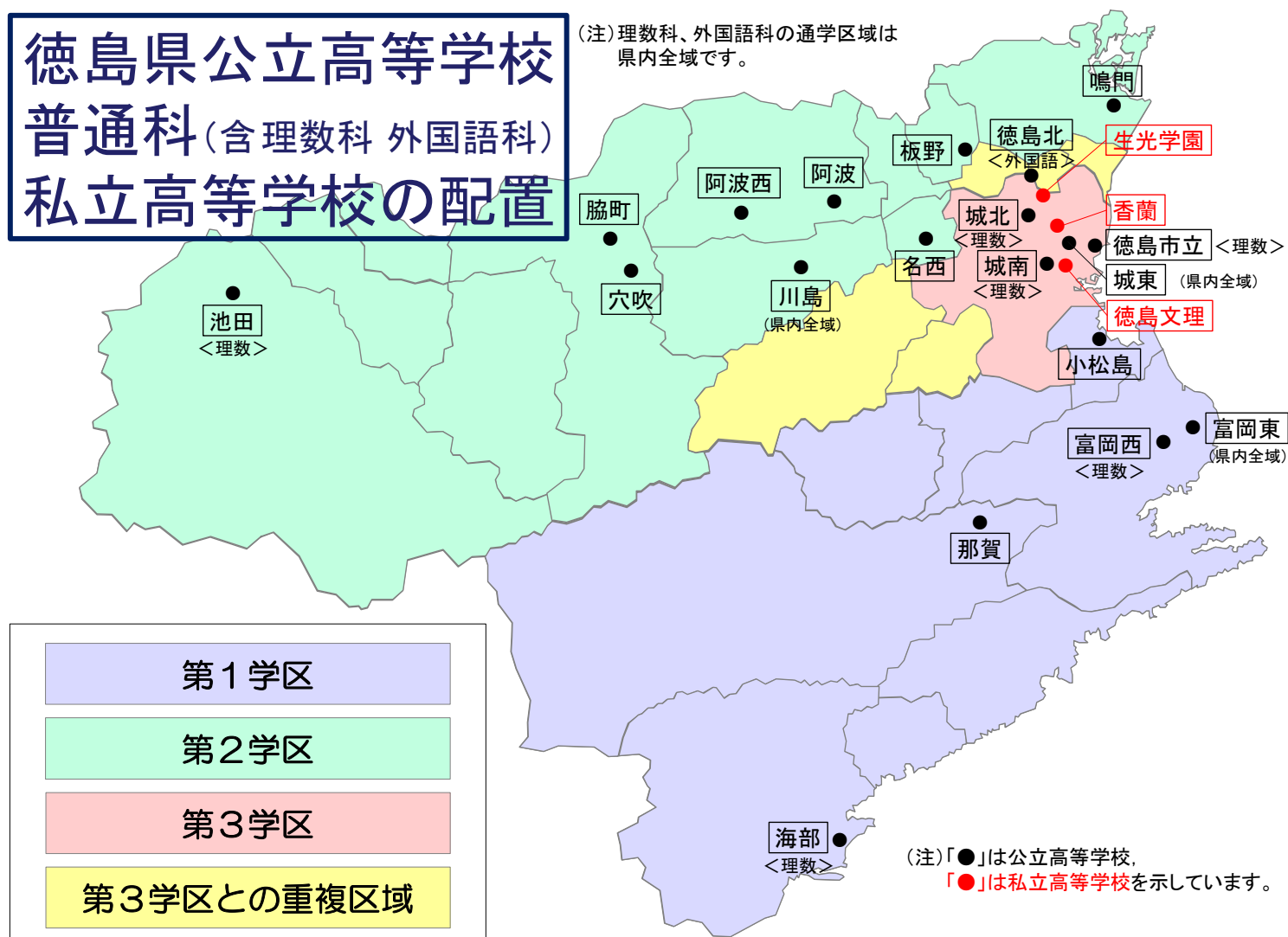
- ① 育成型選抜では、学区外からの合格者数は、第 1 学区は学区内総募集定員の 3 % 以内、第 2 学区は学区内総募集定員の 2 % 以内、第 3 学区は高校ごとに募集定員の 2 % 以内とする。ただし、県教育委員会が定める指定校における運動部指定競技及び文化部指定分野による学区外からの合格者については、この制限を適用しない。
- ② 一般選抜では、学区外からの合格者数は、育成型選抜の入学予定者数と合わせ、第 1 学区は学区内総募集定員の 20 % 以内、第 2 学区は 12 % 以内とし、第 3 学区は高校ごとに、城南高等学校、城北高等学校、徳島北高等学校は募集定員の 12 % 以内、徳島市立高等学校は 8 % 以内とする。ただし、育成型選抜においては、県教育委員会が定める指定校における運動部指定競技及び文化部指定分野による学区外からの入学予定者については、この制限を適用しない。

(2) その他の学科の通学区域

全日制課程の専門学科及び総合学科、定時制課程の全ての学科の通学区域は、県内全域としている。

徳島県公立高等学校 普通科(含理数科 外国語科) 私立高等学校の配置

(注) 理数科、外国語科の通学区域は
県内全域です。



通学区域制に関するこれまでの経緯

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第50条（平成13年度に規程削除）

（高等学校の通学区域の指定）

第50条 教育委員会は、高等学校の教育の普及及びその機会均等を図るため、教育委員会規則で、当該就学希望者が就学すべきその所管に属する高等学校を指定した通学区域を定める。ただし、一の通学区域内にあるその所管に属する高等学校に就学希望者が集中する等特別の事情がある場合においては、通学区域について必要な調整を行うことができる。

昭和46年度まで 2学区制（甲学区：県南部、乙学区：県北部、徳島市は共通学区）

昭和47年度 総合選抜制度を開始（城東高校、城南高校、城北高校、徳島市立高校）
3学区制の導入（丙学区：徳島市を設置）
重複区域の指定（佐那河内村、松茂町、北島町、藍住町）
流入率の設定（丙学区のみ：20%）
※ 昭和51年度（15%）、昭和53年度（13%）、昭和55年度（12%）、昭和57年度（8%）

昭和51年度 重複区域に神山町を追加

昭和55年度 総合選抜校に城ノ内高校を追加

平成9年度 総合選抜校に徳島北高校を追加

平成11年度～13年度 ●通学区域に係る規程の削除を踏まえ、「徳島県公立高等学校入学者選抜制度改善検討委員会」において通学区域についても検討
→徳島県高校教育改革推進計画に反映
【内容】3学区制維持

平成16年度 流入率の設定及び変更 ※学区の名称を、甲乙丙から第1～第3に変更
（第1学区、第2学区は8%、第3学区は高校ごとに8%）
総合選抜制度の廃止
城ノ内高校（中高一貫教育開始） ※通学区域を県内全域

平成18年度 城南高校応用数理科及び徳島北高校国際英語科設置
川島高校（中高一貫教育開始） ※通学区域：県内全域

平成19年度 流入率の変更（第1学区のみ：8% → 10%）

平成22年度 富岡東高校（中高一貫教育開始） ※通学区域：県内全域

平成30年度 城北高校理数科学科設置 ※通学区域：県内全域

●通学区域制に関する有識者会議設置
→通学区域制に関する有識者会議報告書（提言）提出
【内容】新たな全県一区校の設定、流入率の引上げ

令和2年度 流入率の変更（第1学区：15%、第2学区：10%、
第3学区：城東 12%、城南・城北・徳島北 10%、徳島市立 8%）

令和3年度 流入率の変更（第1学区：20%、第2学区：12%、
第3学区：城南・城北・徳島北 12%、徳島市立 8%）
城東高校の通学区域を県内全域
城ノ内高校の生徒募集停止（中等教育学校に移行のため）

（注）流入率はそれぞれ記載の率以内

(フロー図)

元号	年度	学区・重複区域	流入率	総合選抜制度	全県一区化	会議等
昭和	～ 46	2 学区制 甲学区：県南部 乙学区：県北部 ※徳島市は共通学区				地方教育行政の組織及び運営に関する法律第50条 (通学区区域の指定)
	47	3 学区制導入 丙学区：徳島市 【重複区域】 佐那河内村、松茂町、北島町、藍住町	丙学区のみ 20%	総合選抜制度開始 (城東、城南、城北、徳島市立)		
	51	【重複区域】 神山町追加	↓ 15%			
	53		↓ 13%			
	55		↓ 12%	城ノ内を追加		
	57		↓ 8%			
平成	9			徳島北を追加		※H13 規程削除
	13					入学者選抜制度改善検討委員会で通学区区域について検討
	16	学区の名称を 甲乙丙から 第1～第3に変更	第1学区：8% 第2学区：8% 第3学区： 高校ごと8%	総合選抜制度廃止	城ノ内 (中高一貫)	
	18				城南 (応用数理科) 徳島北 (国際英語科) 川島 (中高一貫)	
	19		第1学区のみ 10%に変更			
	22				富岡東 (中高一貫)	
	30				城北 (理数科学科)	通学区区域に関する 有識者会議設置
	31					
令和	2		第1学区：15% 第2学区：10% 第3学区 城東：12% 城南・城北・ 徳島北：10% 徳島市立：8%			
	3		第1学区：20% 第2学区：12% 第3学区 城南・城北・ 徳島北：12% 徳島市立：8%		城東 ※城ノ内 生徒募集停止	

通学区域制に係るこれまでの議論の概要

1 平成11～13年度「入学者選抜制度改善検討委員会」

- 「地域に根差した特色ある学校づくり」の理念の下、3学区を9学区に細分化した素案が提示された。
- 素案に対して、保護者等から学校選択の自由が奪われるとの意見が相次いだため、通学区域3パターンの試案（1学区、3学区、5学区）を提示し、公聴会や県民意見募集を実施した。
- 通学区域制撤廃と維持の意見が相半ばする中、県議会や当委員会の審議を踏まえ「3通学区域制の維持」を決定した。

2 平成30年度「通学区域制に関する有識者会議」

- 当委員会では、通学区域制の将来的な在り方について、
 - ・受検機会の公平性という観点から撤廃すべき
 - ・本県公立高校の均衡のとれた活性化をめざし、制度を存続することが望ましい
 - ・先を見通すことが困難な社会の中、将来的な在り方を規定するのは避けるべきなどの声があり、委員の意見はまとまらなかった。
- そこで、令和2、3年度入学者選抜における制度変更について優先的に議論し、
 - ・第3学区の普通科を有する県立高校1校を、全県一区校として新たに設定
 - ・各学区の状況を勘案しつつ、流入率の変更を検討
 - ・通学区域制の将来的な在り方について、新たな全県一区校が、県内全域からの生徒募集を少なくとも3年は実施した後に、改めて検討する機会を設けるなどの提言がなされた。
- その後、本提言に則し、県教育委員会において、
 - ・令和2年度、3年度入学者選抜から、「流入率の引上げ」
 - ・令和3年度入学者選抜から、城東高校の通学区域を「県内全域」とする見直しを行った。

通学区域制に関する全国の状況

【通学区域を設定している】 20 道府県

○北海道・東北（7）	北海道、岩手県、山形県、福島県
○関東（9）	千葉県、長野県
○北陸・東海（8）	愛知県、三重県
○近畿（6）	京都府、兵庫県
○中国（5）	島根県、岡山県
○四国（4）	徳島県、香川県、愛媛県
○九州・沖縄（8）	福岡県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県

※【参考】地域ブロック：総務省「地域別表章に関するガイドライン」

（ ）内の数値は、該当ブロックの構成団体数

【通学区域を設定していない】 27 都府県

<廃止年度>

平成15年度	東京都、和歌山県
平成16年度	埼玉県、福井県
平成17年度	青森県、秋田県、神奈川県、石川県
平成18年度	茨城県、滋賀県、奈良県、広島県
平成19年度	群馬県、山梨県、鳥取県
平成20年度	新潟県、静岡県、大分県、宮崎県
平成22年度	宮城県
平成24年度	高知県
平成26年度	栃木県、大阪府
平成28年度	山口県
平成30年度	岐阜県
令和5年度	佐賀県
令和6年度	富山県

※ 令和6年4月 現在

通学区域制に対する市町村・PTA等からの要望や意見

○徳島市・名東郡のPTA連合会中学部会会長及び校長会会長が、県教育委員会教育長宛てに要望書を提出（令和5年7月）

【内容】

- ・全日制課程における普通科の学区については現状維持を要望する。
- ・徳島市内普通科高等学校の総定員数を増やし、学区外定員の割合（流入率）については現状維持を要望する。

○鳴門市長、石井町長、板野町長が、知事、県議会議長、県教育委員会教育長宛てに要望書を提出（令和5年9月）

【内容】 ※「要望書」より抜粋

（鳴門市）

- ・速やかに制度変更の効果や影響等の検証を行うとともに、通学区域制の将来的な在り方を検討する有識者会議の設置を要望する。真に公平で公正な受験制度を確立するという視点で検討されることを願う。
- ・急激な制度変更により、生徒や学校の混乱を招くことが懸念される場合には、激変緩和措置として最終的な通学区域制廃止年度を定め、廃止に向けて段階的に全県一区校を増やすことや、学区外からの流入率を大幅に見直すなどのロードマップを示していただくことも併せて願う。

（石井町）

- ・「(前回の) 有識者会議」では、制度変更の効果や影響等について検証し、通学区域制の将来的な在り方について、改めて検討すると提言されている。提言に基づき、子どもたちの進路選択の機会が十分に保障され、真に「平等」な入試制度が実現されるよう、早期に検討に着手していただくよう要望する。
- ・通学区域制度に対し、まずは廃止することを目標に掲げ、その上で段階的な緩和方針や諸課題への対応を検討していただくよう要望する。

（板野町）

- ・速やかに制度変更の効果や影響等の検証を行うとともに、通学区域制の将来的な在り方を検討する有識者会議の設置を要望する。
- ・令和5年第2回町議会においても学区制廃止について質問があり、これまで通り学区制の見直しと全県一区制の実現を要望してまいりたいと回答。

○知事・市町村長地域懇話会（東部地域）での通学区域制に係る各市町村の意見（令和6年1月） 【別添のとおり】

知事・市町村長地域懇話会（東部地域）での 通学区域制に係る各市町村の意見

※通学区域制についての発言のみ抜粋（発言順）

日時 2024/01/09 12:00-14:00

場所 鳴門市ドイツ館（鳴門市大麻町桧字東山田55-2）

対象市町村 徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市、阿波市、勝浦町、上勝町、
佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町
※下線：通学区域制について発言があった市町村

【石井町長】

この学区制の議論、こういう場で取り上げていただいて、本当にありがとうございます。後藤田知事からも「結果を出す」というような冒頭。非常にこう力強い御発言をいただいて。それで、この学区制の議論については、すでに、すべて出尽くしている感が、私自身の中にはあります。

行政には作為による不利益と不作為による不利益と両方、行政を行っていく中では、共存していることだと思います。そこで、この学区制をいつまでも残しておくことが不作為による不利益を子どもたちに強いていることだというふうに思っています。今、県教育委員会さんは、各地元の学校の魅力向上というところで、魅力ある学校づくりに取り組んでいます。この魅力ある学校づくりというのは、決して枠の中で守られた中で、魅力を作っていくのではなくて、やはり適正な競争のもと切磋琢磨するからこそ、魅力ある学校というのは出来上がってくるのではないかとこのように思っています。

この間、地元名西高校が百周年を迎えられまして。非常に素晴らしい学校であります。名西高校の通学定数、この間、県議会の県議の方に質問していただきましたけれども、定員数が非常にこう激減をしております。県下で一番激減しているといっても過言ではないくらい、普通科の定数が削減されております。石井町の子どもたちは約200人、その1学年におりますけれども、200人中40人、50人しか地元の高校に通うことができない。

それで、残り150人は教育委員会さんがおっしゃっている不本意な遠距離通学を強いられているわけです。で、これは不本意な遠距離通学というのは、これはどこか特定の地域だけが強いられるものではなくて、やはり学力で、点数で、その入る学校を決めている以上ですね、やはりその学力に見合った高校を、子供たちが自分自身の判断で選ぶことができるというのは必要なことではないかと思っています。加えて、その子供たち高校まで徳島県でぬくぬくと育て、いきなり大学に入る時に全国と競争しなきゃならないよと。これこそ、子どもたちにとって酷な話ではないかと思っておりますので、やはり他の都道府県でもほぼ半分以上、都道府県が学区制を廃止しておりますが、やはり他の都道府県同様、徳島県も全国に競争できる子供たちを育てていく。そういうことも踏まえて、やはりこの学区制は早期に解消すべきだと思います。

この学区制ができた背景っていうのは前回にも申し上げましたけれども、非常に当時の経済状況、インフラ状況、それから学生の数、そうしたものをすべて相まって、この学区制というのが出来上がったと思っています。学区制撤廃したところの資料をいろいろ見ましたが、すべてそういう時代にも適合しなくなってきたというところで、見直しが図られております。見直しといってもスピード感を持って会議をして、1年以内には結論を出して。それで、1年間置いておいて、3年後からスタートする。そういう期間を踏まえても3年あれば充分可能だというふうに思っています。

後は、本当に子供たちのことを思って、いかにスピード感をもってやるか、我々の1年と、子供たちのその1年、全く違うものでありますので、小さい子どもたちの立場に立つ

ていただいて、この学区制について、真剣に向き合っていただければ幸いですし、また私どもできることがあれば、できることを精一杯やらせていただきます。ぜひ前向きに実現できるように取り組んでいただければと思っています。

【板野町長】

学区制は一つの課題ということですが、この学区制をいわゆるピンポイントでやっていただいて本当にありがたく思うわけでございます。この学区制につきましては、鳴門市さん、石井町さん、私ども板野町ということで、この平成 30 年に、要望もさせていただいております。その後、城東高校が全県一区になるなど、そういったことは、（通学区域制見直しの）スタートの一つかなと思うわけでございます。

しかしながら、徳島北高校、城北高校、城南高校では、まだ学区制が、昭和 47 年から総合選抜という形から続いているわけでございます。これが 50 年間続いているわけでございますので、是非ともやはりこの子供たち、中学生の進路の確保ということで、非常に大事なことでないかなと思いますので、ぜひとも、この学区制の廃止をお願いをしたいと思います。

特に、私が言いたいのは、学区内と学区外との差でございます。学区内であれば、例えば 300 点、学区外であれば 430 点必要でございます。その 130 点の差、流入率は 12%と引き上げていただいておりますけれども、例えば板野中学校からであれば、430 点取れてないからあきらめるわけでございます。そして、自分が行きたかった学校でも、違う学校になるわけなんです。

現実としては、そういったこと学ぶ機会ということが非常に大切なことでございますので、是非とも今、この子供たちに、いわゆる本当に意味ある子供でございまして、これから、是非とも、そういった形でお願いしたいと思うわけでございます。

【鳴門市長】

先ほどから石井町長さん、板野町長さんからのお話がありましており、私の立場は同じようにですね、「廃止をしてもらいたい」や「廃止をするべき」であるという立場であります。平成 30 年から、こういう要望等をしてきましたけども、いよいよ先ほど知事の方からですね「結果を出す」というような形ですので、ぜひもう一度聞いていただけたらと思います。

この議論の中で、まあお話をですね、子供たちにこの議論を聞いてもらって、納得すると思いますか？っていうのがまず一つです。我々がやっているのが大人というか、行政の立場、教育委員会からの立場の中で話をしています。けれどもこの話はですね、多分子供さんにお話をしても絶対に理解していただけないのではないかと思います。

ですから、もしですね。これを子供さんたちに納得させていただけるような、そんな議論がこの話できるのかっていうのがまず一点。

そしてもう一つ、50 年前の制度です。紆余曲折、変更しながらなんですけど、当時、これが入った経緯っていうのはもう十分わかります。でも、これだけの人口減少とか経済的な状況、そして今はですね、もうスマートフォンが手にあるというような。こんな状況の中で、今まで通り 50 年前の制度をですね、続けていくこと自体どうなのかっていうのも一点。

もう一つ、知事さんが、ブラック校則の話をよくされます。

校則も、過去においてはそれなりの効果があったけど、じゃあ現状のこの現在においてその校則自体がしっかりとですね、全然とはいいませんけど効果があるのかということなんです。それはやっぱり見直していくべきなんだということです。ですから、社会がどんどん

変わっていく中で、やはり必要なものは必要として残すためにいいのですけれども、それ以外のものっていうのは、やはりその学区制だけではなくて、どんどん変えていくべきだろうと思います。まず、環境が変化しているということ。

それともう一つ。私、この前、バングラデシュに行き、話しをする中で、こう言われました。外から見る日本っていうのはなんていうんですかね？ビニールハウスで守られてますよと。全然競争とかない。ビニールハウスであれば、風が吹いても全然大丈夫。雨が降っても大丈夫。でも自然というのはそうではなくて、風も吹くし雨も降る。そこでどういうふうを考えていくか、対応していくかっていうのが、人間成長していくことであり、日本では、ずっと守られているわけじゃないですかっていうことですね。そのようなことを言われました。

まさにこの学区制もその一つであって、守られる子は残っていくのはいいけれども、じゃあ守ってくれない、先ほど石井町長さんもおっしゃったけど、いきなりこう大学、社会人になった時に、そういうふうな「体力がない」「考えがない」「私は守ってもらえる」っていうのは、ないのではないかと思います。これに集約するわけでもないのですが、今はまずですね、我々がやってきたことは、これは外してもらおう。それで外して、そしてその中でまた不都合があれば、そこは行政、教育委員会がもう一回ですね、違う形式を入れていくという形にさせていただけたらというふうに思っています。

最後に、富山県がですね、学区制の廃止を決めました。去年です。去年決めていつからするか？令和6年です。先ほど石井町長さんは3年ぐらいの話でしたけど、やるところはそういうふうにはやっています、決めてすぐに。

子供たちの時間が非常にもったいないし、有意義に使わせてあげなければいけないと思いますので、ぜひいろいろ話をさせてもらったのですが、子供たちを納得させるようになる。そして子供たちが、意欲を持って勉強するような、そして子供たちに選ばれるような学校を目指してもらいたいと思います。

ぜひよろしくお願いいたします。

【勝浦町長】

勝浦町では、どんどん計画も進めておりまして、高校進学を選択肢を広げるという意味合いからは、高校生の就学支援というのを令和5年度から始めております。これは、高校生一人当たり年間10万円というお金です。先ほど申し上げたように、家庭の経済的な例えはこうなんとか克服できないかというような意味合いで、一人に当たって10万円を就学支援しております。

この根本となったのは学区制であり、勝浦町から、行くっていうのは、まず公共交通機関で言いますと、小松島、そしてその後、徳島の方へ、今、民間のバス、公共バスが走っております。それを利用しているんですが、学区制があるため阿南方面への生徒が増えてきている。これに対して、通学支援の補助金なりを図って、タクシーの運行等をやっていただんですけど、それもなかなか、学校は決まった時間等、それぞれ開始になりますので、不便になり、なかなか利用頻度が低くなってしまふ。それから、徳島まで苦勞して通っている子どもたちには支援がないというような意味合いからも令和5年度からは一律10万円っていうのを、いろんな学校に通えるというようなことに役立てていただこうということで始めています。

こういったことから言いますと、少しでも選択肢は広がったのかなという風には思うのですが、やはり、勝浦町の場合は、公共交通機関からいいますと小松島市、その後、徳島市というような通学の路線が、一番経済的にいいのではないかと思います。そういった意味合いで、学区制の廃止を希望するというか、願っているところでございます。

【小松島市長】

皆さん、おっしゃるようになりますね。希望する学校への公平な進学機会を確保する観点と、今後の少子化の動向からは学区制を見直す必要性はあると考えます。ただ、一方で、本市は、小松島市が含まれる現在の第一学区は市内にある小松島高校のほか、阿南の、富西、富東の方にも通えると選択肢があるわけでございます。

非常に、皆さんと比べては、選択肢は多いのではないかなと思います。

また、学区を変えることによって、本市小松島高校があるわけでございますけれども、地元校区の地元の子供たちが行きにくくなるのではないかなと。例えば徳島市から、小松島高校に通う子が増え、受検する子が増えるということも考えられるのではないかなと、思いますので、小松島高校を抱える本市といたしましては、学区制の見直しだけでなく、人口減少における高校再編のあり方や学区内の流入率の見直し、また、全県一区校を増やしていくなど、そういうことをまず考えていく必要があるのかなと思っております。

【徳島市長】

最近、私も中学生と結構、給食のランチミーティングをする機会が増えていてですね。中学生にこの学区制についての議論をどう思いますかというようなお話をさせていただいております。

その際に、やっぱり私たちの地域には鉄道の駅もなくって高校への通学手段は自転車に限られるであるとか。あとは学区制を見直しすると、ほかの地域からの受検生が増えたら競争率が上がって遠くの高校へ進学しないといけないのではないかなというような切実な不安の声もいただいております。

また、令和元年にも学区外からの流入率の緩和を行った時にも、学区制について大きく関心が寄せられていたところではあります。その時から、引き続き保護者の皆さんとか市議会からも、学区制が廃止されて遠距離通学を強いられる生徒が増えて、時間的、経済的負担が増大するのではないかなというような、不安の声が聞かれておりますので、もし学区制を変更するということになるのであれば、ぜひ丁寧な説明を求めていきたいというふうに思います。

【石井町長】

学区制ができた法律の背景、前回の市町村長会議で申し上げさせていただきましたが、「交通網が整っていない」、それと「経済的格差がかなり大きい」であと「子供の人口が非常に多いので、区割りをしなければ子供たちが溢れてしまうだろう」というのが大きな基本となって、法律ができたというふうに承知しています。それが、平成13年、おっしゃるように国会でも議論になって、「時代遅れじゃないか」という議論になって、平成13年にその法律が廃止されて各都道府県で決めていいよというふうな話になったと思うのです。

それで、今までの議論を聞いていますと、法律があったからやっていた、あるいはなくなったけど、半数以上県外がやってないから、徳島県やらなくていいんだね。こうではないと思うんです。交通インフラも整ってますし。先ほど野上町長さんがおっしゃられた、あるいは小松島市長もおっしゃられた、不本意な遠距離通学を強いられるかもしれない。内藤市長さんもおっしゃった汽車がない鉄道がないところもある。これはどの地域いってもないところっていうのはあるんです。

だから、まず、こうスタートラインを同じにしてあげて、行くまでのその移動手段を考

えてあげるっていう方がより建設的なんじゃないかなっていうふうに思っています。そうでなければ、学力で入るのではなくて、もうその学校から半径5キロ以内の生徒は全員その学校に入れるよっていうような義務教育と一緒にしたいな感じにしなければ、これは全く不公平だと思うんですよ。

例えば、ここに家があると。ここが例えば、ドイツ高校だったとして、そのすぐ100mとかにある家の方がここ入りたいけど、ここ入るには400点いるってなったら、この子は300点では入れないんですよ。これは不本意な遠距離通学じゃないですか。学力で決めている以上、その学力がある子がその学校に入るっていうのは、これはより公平な平等ではなくて、公平な教育の機会を与えることに繋がるのだと思うんです。教育は平等じゃないですよ。公平にやっていく。義務教育は平等ですけども、公平な教育の機会を与えるというのが憲法に定められていると思うんです。さまざま懸案事項があると思うんですが、そういう懸案事項っていうのは、廃止したところは、全部クリアをして廃止をしています。

今、石井町も来年度から、プールについて、プールは各小学校にあったんですが、それを一つの民間施設の石井ドームがありますので、そこに小学校の子供たち行かせて、各学校のプールの維持管理費を含め減少させると同時に、泳力の向上を求めているというふうなことをしようとしておりますが、かなり反発もありました。学校のプールは在るべきものだろうというふうな反発もあったんですが、先日、見に来てもらったら、すぐに先生方からオッケーをいただき、教育委員会からもオッケーをいただいて、クリアして、次年度から試験的に行うようになりました。

ですから、最初やるって聞いて知らないから怖がっているっていうのはたぶんあると思うので、まずその廃止したところとかを視察に行ってください、有識者の方にも視察に行ってください、例えば、我々も視察に行くなど、前向きに考えていった方がいいのかなと。子どもたちのためにいいのかなと思いますのでぜひその点、前向きにやっていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

【佐那河内村長】

全体的な話になるのですが、学校は、地域にとって、非常に大きな資産なんじゃないかと。それぞれ郡部も学校持っているところがあるので、非常に資産だと思うんですけど、この学区制廃止によってですね、生き残れない高校が出てくるんじゃないかということが一番危惧されます。ということで、進めるにしてもですね、とにかくその状況がみんなの地域の衰退を加速させることにつながりかねません。ついては、各校の生徒数の推移を注視しつつ、緩やかに進めていただければと思います。

【上勝町長】

公立学校、交通は公共交通。全然公共じゃないですよ。見放されてるってさっき言うてる。ハンデを背負ってるんです。学校もまだハンデを背負えてというのがずっと続いてきたんです。上勝町、一生懸命、極端に言えばIターン者、Uターン者を引き受けるために人口減と戦ってますよね。それはもう全部すべて同じだと思いますけども、そういった努力するのが学区制であることによってぼしゃっと消える。上勝なんか学校ありませんからはっきり言いまして、高校はありませんから、一家で出て行ってしまいうんですよ、中学校から。学区制があることによって、昔はやっぱ子供さんが3人4人と居ましたから、一人の長男のために出ていくということができなかったんですよ。今1人っ子とか2人っ子ですから、平気で出ていくんですよ親がついて。一生懸命Uターンして集めてきても、どかっと出ていかれる。それは何ですか？って聞いたら、学校の近くに住所をおいて中学校に通ったら入れるからです。それ、公立の学校ですかって言いたい。

そういう選択を世の中がみんなするのであれば、逆に、先に市内の方がぐんぐん入ってくるって言いましたけども、郡部から入ってくるのが嫌だと、徳島市から離れますか？ってことです。中心部から離れますか？上勝はできないから離れてしまうんです。はっきり言いますが、町から。そういったことも考えた上でやらないと。知事がおっしゃいましたけども、地域の衰退があるのか学区があるのかって言いますけれども、存続がかかってるんです、我々は。

こういった問題一つにしても、だから一つ一つクリアして行って、ハンデをなくしていく。確かに僻地ですから。公共交通がないから上勝町、町営バスしか走っていません。徳バスも来ていません。だけど挑戦してできるだけそれをカバーする。よそもやっていますので。公共という名でいく、公立という名でいくのであれば、やっぱりハンデはなくしていただきたい。

【小松島市長】

先程来、本市は小松島高校があるということをお伝えしております。皆さんご承知の通りだと思いますけども、昔、小松島高校からですね、すごくいい大学に、進学しておりました。東大行ってる人ですね。阪大とか神戸とか横浜とか入学している生徒が多くいらっします、先輩たちで。

今、現状はどうかわかりませんが、おそらく、減ってきてるのかなと思うんですよ。皆さん、地域、例えば鳴門市で鳴門高校があったり、野球で有名だから鳴門高校に行きたいという人もたくさんいると思うんですけども。小松島高校で、理数科とか徳島市立高校みたいに一クラスだけでもですね、進学クラスを作っていたら、誰も城南とか、ほかの高校に行かなくなるのではないかなと思うんですよ。だから、そこら辺の偏りがですね。今、城東高校とか城ノ内に対して加配、加配はしてないかもしれませんが、先生の質を上げているのではないかなと思うんです。ですから、例えば各地域の学校、うちだったら小松島高校に対して、ここのそのような一クラスに入ったら、いい大学に行けるんだよ、学力向上につながるんだよっていうふうなことにしていただければ、誰も小松島高校に行かなくて、徳島市内の高校に行きたいということを思わないのではないかな、と思います。ですから、その先生方の、教育力を上げていただくっていうことが一番ではないかなと。私は思いますので、またその辺のところも考えていただければと思います。

【鳴門市長】

すみません、小松島市長さんの理数科とか特別なクラスとかの話なんですけども。実は私、鳴門高校の理数科にいたんです。あったんですけど、結局、理数科なくなりました。なくなっちゃいました。やっぱりですね。鳴門の特殊事情があるのかもわかりませんが、望むのはやっぱそういうふうなことも必要だと思います。必要だと思いますけど、それは学区制とはあまり関係はなくて、今後、これから特徴のある学校とした時に、小松島高校にはこういう、例えば鳴門高校であれば鳴門教育大学がありますので、教師になるなら鳴門高校みたいなキャッチフレーズでですね。で、そのような子を集めていき、鳴門高校へ行って、近くの鳴門教育大学との連携をとっていかすですね。

その良い典型がですね。普通科高校ではないですけども、渦潮高校がすごくいい学校になっているなって思っています。スポーツやるなら渦潮高校っていうようなキャッチで皆さん方が来ている。県内もそうですけども、県外からも来ているっていうことなんで、賛成はしますが、それは学区制もはずした中で、それぞれの特色を持った高校ですね。できたらいかなというふうに思いますので。自分がその経験したもので、やはり競争がです

ね。ワンクラスよりも多くの人たちと競争する方が学力が上がっていくのかなとは思いますが。経験上の話で申し上げたんですけど。

【松茂町長】

松茂町民にとっての教育のあり方というところで一つ考え方は、かつて「ゆとり教育」っていうのがありましたよね。あの時の教育を受けた今 30 代の方もいらっしゃるんですけど、今、社会でどういった活躍をしているかっていうところまで、ちょっと考えています。今後はですね、こう、今までの教育がはたして合っているのか、いの一番に「ゆとり教育」がはたして実際にどれだけ国を変えたのかということを考えて、今の社会に求められている人間像っていうのはどんなものかっていうのも考えて、教育のあり方の見直しをやっていかなければならない。これからは“考える力”を養成していかなければならないという形を打ち出して、見直していくのが一番である。

今、県の教育長の考え方は、「国からの指導方針をどれだけ守ってやっているか」ということだけのようにしか、私には捉えられません。ですから、正味、徳島県の子どもたちをですね、「どんな形に導いていけばいい子供ができるか」っていうことを再建の中で考えていただきたい。そう言いながら知事もですね、「これからはこういう子どもを育てていかなければならない」という思いでも言っていたかないと、教育長の考え方は「国の方針を守りながらやっていく」です。今は反対に、学校の先生を守ることばかりしか言っていないですね。

私の考え方の中では、学校の先生というのは、ちょっと違うところの「聖人職」やなあというように考えています。世間では、「今は学校の先生、守れないから大変やな」ということになってますけど、そこはですね、やっぱり「神聖な職」として、どれだけ進路が見通せなくても、徳島県の子どもを、どんな方向に、いい方法に、導けるかということも考えていただきたい。

今後、競争が必要だと思うんだったら、「全員一緒の形でどこにでも行きなさい」というところは疑問です。そこらはやっぱり基本的に「どんな子供に育てていくか」というところにかかってきますので。ただ単に国の考え方、教育をそのまま行えばいいのかどうかっていうのは、私はこの「ゆとり教育」の時に間違っていたと思っていますので、今の社会が要望するような子どもを育てていけないといかんというところに、これから考えていただくっていうのも一つの方法だと思います。これは、一つ方法です。

そういうようなことを議論していただいた中で、徳島県、全部の子どもをどのような教育をするかということに考えていただいた中で、見直しをやっていただきたいとそのように考えますので、またここはよろしくお願ひしたいと思っています。

【北島町長】

いろんな議論があると思いますが、はっきり言って小学校はですね。各市町のそこで教育しますよね。で、今、今日、議論になっているのは高校というようなことですね。やはりこれ県のレベルということになります。もう一つ上行くとですね、国のレベル、これは大学というようなことになりますね。結局、徳島県の高校を卒業した進学を望む人がですね、徳島県内で居るのが少ない、外に出ていってしまう。これはそのレベルレベルでですね、考えることはみんな違うと思うんですよ。たまたま今日は高校ということでやっております。私も 75 になりますので。私が中学校の時、その時にはですね。やはり県内ではトッププラスは城南、城東、城北。そんな状況がありました。その中でですね、北島町その時は 230 名ぐらいいたと思いますけども、上の 10 人ぐらいしかですね。城南にはいけない。次 30 番目ぐらいまでが城東に行く。城北はですね。70 番目ぐらいまでは城北

に行けた。そんな時代がありました。そういったものをですね。ずっと考えながら今のよう
な状況になったんじゃないかなと私は思っております。その時にはですね、徳島北
高校ありませんし、市立高校もありませんでした。いろんな形でですね。人が増えてき
た時にはですね、段々段々と、高校も増えてきたと思います。しかしながら、これから考
えていただきたいのはですね。県の人口がですね、この前の話では48万人になってしま
う。そんな状況の中で、じゃあ今のこの高校自体がですね、生き延びることができるかど
うか、そういったところまでですね。十分考えていかなきゃいけないんじゃないか。またや
はり地域、地域ですね。今、我々、市町村でですね小学校は、やっぱり歩いて行ける範
囲。そういうところでやっぱり通うっていうのは、これが一つの当たり前のことなんです
ね。そうなってくると高校もですね、場所によってはそういうことも考えていかなければ
いけない。じゃあ本当にですね、先ほどから言ってますが、いろんなことでですね、足を
確保できるのかどうか、現実的な論理で考えていただかないと、ただ単に理想だけでは、
なかなか乗り切れないところがあると思います。

全然話変わるかもわかりませんが、この前ですね。大塚製薬、大塚グループの話の中
で、AIを使うっていうAI関係の非常に詳しい方が言われておりました。今、一所懸命、
小学校からずっとこう積み上げて、知恵を頭に入れてますね。いずれひょっとしたらです
ね。こんな小さなチップを、人間の頭の中一ついれればですね、その人間は、大学院でも
卒業したようなそういうものが頭に入ってくる時代がくるかもしれないということです。
近未来を見てるようなことでしたけど、本当に教育っていうのは、何を教育するのか、た
だに知識だけを教育するのかどうか。もっとですね、人間性を教育するのか？その先生が
おっしゃるのは、最終的に人間っていうのはもっとですね、感情的なそうしたところが発
達するんだ。最終的な目的なんだと、というようなことも言われておりました。非常に難し
い話ではありましたが、これからのですね。教育というのはどういう形でいくのか
ね？、本当にちょうどこうした機会ですので、皆さんで考えていただいてですね。しっか
りとやはり徳島県全体で、この教育問題について考えていけるようなことになってくれれ
ばありがたいなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

通学区域制の見直しに伴う入学者選抜結果の概要（一般選抜のみ）

通学区域制の見直し内容

- 令和2年度入学者選抜
 - ・徳島市内普通科高校流入率引上げ
(城東 8%→12%、城南・城北・徳島北 8%→10%、徳島市立 8%→8%)
- 令和3年度入学者選抜
 - ・城東高校の通学区域を全県一区
 - ・徳島市内普通科高校流入率引上げ
(城南・城北・徳島北 10%→12%、徳島市立 8%→8%)

1 「第3学区外（重複区域除く）」から「徳島市内の普通科」に合格した生徒数

※城ノ内及びR3以降の城東は出身中学校で学区内外を判断

	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
【城東】	21	17	28	80	52	54	67
【城南・城北・徳島北・徳島市立】	64	64	77	89	97	88	91
【城ノ内】	69	61	51				
計	154	142	156	169	149	142	158

募集人員 1305 1267 1232 1135 1233 1126 1143

学区外合格者数/募集人員 11.8% 11.2% 12.7% 14.9% 12.1% 12.6% 13.8%

○結果概要

- ・「城東」は全県一区となったR3年度以降、通学区域外からの合格者数が大幅に増加
- ・「城南・城北・徳島北・徳島市立」の通学区域外からの合格者数は、
流入率引上げに応じて増加
- ・通学区域外からの合格者数の「計」は、R3年度を除き、見直し前後で大きな変化は
見られないが、募集人員に対する「割合」は、1～3ポイント程度増加

2 「徳島市内の公立中学校」から「徳島市内の普通科」に合格した生徒数

	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
【城東】	175	144	120	101	107	112	107
【城南・城北・徳島北・徳島市立】	610	616	555	567	621	545	559
【城ノ内】	1	5	13				
計	786	765	688	668	728	657	666

募集人員 1305 1267 1232 1135 1233 1126 1143

合格者数/募集人員 60.2% 60.4% 55.8% 58.9% 59.0% 58.3% 58.3%

○結果概要

- ・合格者数は減少傾向
- ・募集人員に対する割合は、見直し初年度（R2年度）に5ポイント程度減少したが、
R3年度以降は見直し前から1～2ポイントの減少にとどまる

3 「徳島市内の公立中学校」から「徳島市外の普通科」に合格した生徒数

	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
【第1学区（県南部）】	35	39	45	61	46	58	48
【第2学区（県北～県西部）】	37	48	37	25	22	20	31
計	72	87	82	86	68	78	79
徳島市内中3生徒数	2384	2336	2270	2144	2313	2173	2234
合格者数/生徒数	3.0%	3.7%	3.6%	4.0%	2.9%	3.6%	3.5%

○結果概要

- ・「第1学区（県南部）」普通科への合格者数は、R2年度以降増加傾向
- ・「第2学区（県北～県西部）」普通科への合格者数は、R2年度以降減少傾向
- ・徳島市外の普通科に合格した同市内の生徒数は、見直し前後で大きな変化は見られない

4 「徳島市内の公立中学校」から「徳島市内の公立高等学校」に合格した生徒数

	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
【普通科・理数科・外国語科】	818	796	718	689	761	687	696
【農業科・総合学科・工業科・水産科・商業科】	444	447	445	375	406	397	413
計	1262	1243	1163	1064	1167	1084	1109
募集人員（城ノ内含む）	2113	2059	2027	1863	1986	1859	1887
合格者数/募集人員	59.7%	60.4%	57.4%	57.1%	58.8%	58.3%	58.8%

○結果概要

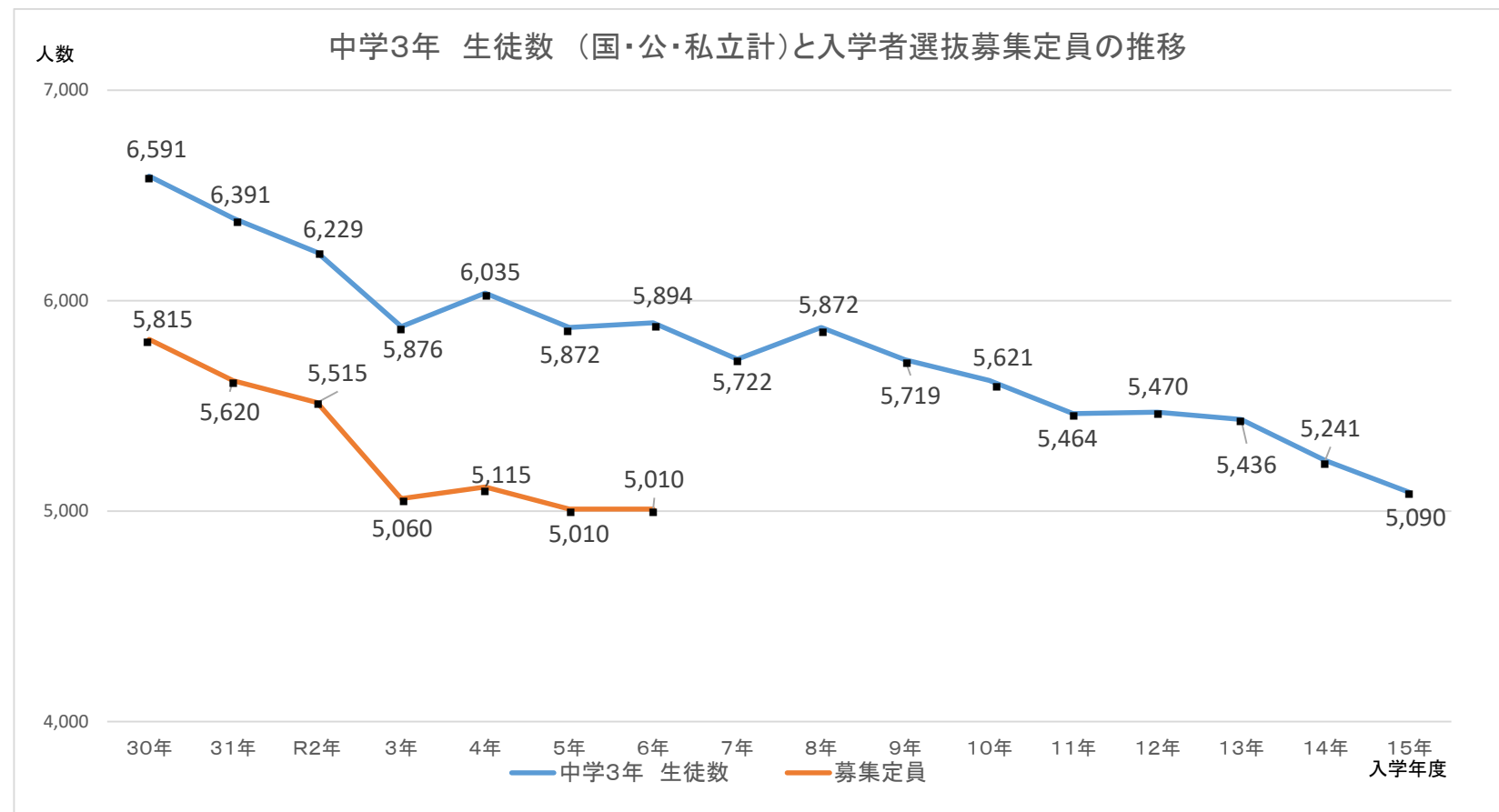
- ・合格者数は減少傾向
- ・募集人員に対する割合は、見直し初年度（R2年度）に3ポイント程度減少したが、その後は横ばい傾向

5 徳島市内普通科（全県一区校を除く）の各学校における学区内外別に算出した次の値の平均値

	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
【合格最低点の差】	113.8	87.3	110.0	47.5	61.0	79.5	83.8
【合格者得点の中央値の差】	57.3	58.5	51.1	34.6	35.4	37.6	33.4

○結果概要

- 「合格最低点の差」
- ・R3年度、大幅に差が縮小したが、R4年度以降、縮小幅は小さくなる傾向
- 「合格者得点の中央値の差」
- ・R3年度、差が縮小し、R4年度以降も同程度を維持
- ※中央値……データを小さい順に並び替えたとき真ん中に位置する値

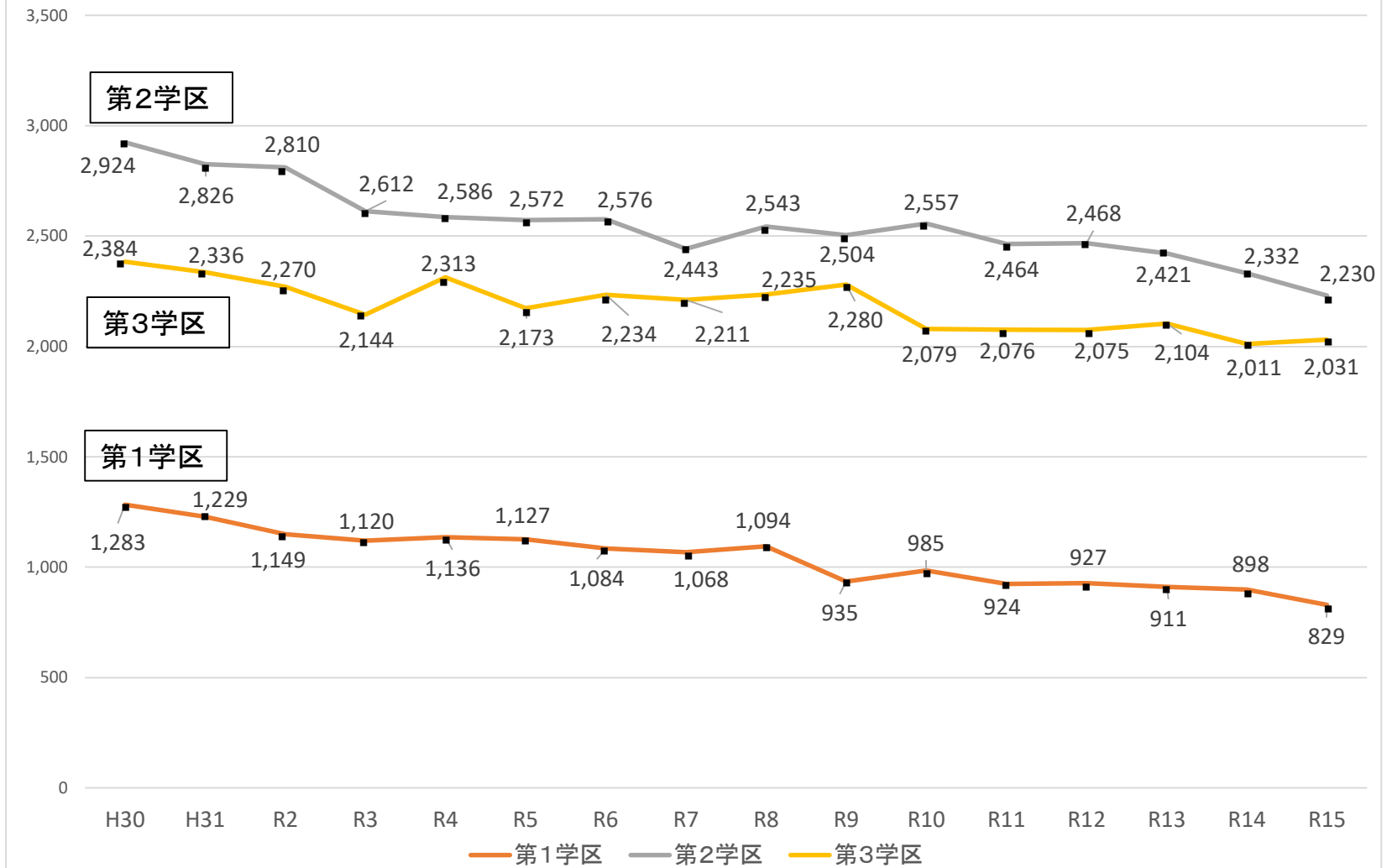


入学年度	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	現中3	現中2	現中1	現小6	現小5	現小4	現小3	現小2	現小1
中学3年 生徒数	6,591	6,391	6,229	5,876	6,035	5,872	5,894	5,722	5,872	5,719	5,621	5,464	5,470	5,436	5,241	5,090
第1学区	1,283	1,229	1,149	1,120	1,136	1,127	1,084	1,068	1,094	935	985	924	927	911	898	829
第2学区	2,924	2,826	2,810	2,612	2,586	2,572	2,576	2,443	2,543	2,504	2,557	2,464	2,468	2,421	2,332	2,230
第3学区	2,384	2,336	2,270	2,144	2,313	2,173	2,234	2,211	2,235	2,280	2,079	2,076	2,075	2,104	2,011	2,031

入学年度	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
募集定員	5,815	5,620	5,515	5,060	5,115	5,010	5,010
第1学区	1,270	1,215	1,180	1,160	1,145	1,150	1,115
第2学区	2,075	1,975	1,945	1,805	1,750	1,760	1,770
第3学区	2,470	2,430	2,390	2,095	2,220	2,100	2,125

※生徒数のR7～R15は、学校基本調査（R6.5.1速報値）の現中3～現小1の生徒数

中学3年 生徒数推移【学区別】



募集定員推移【学区別】

